

令和5年11月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

香川県広域水道企業団議会

令和5年11月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第15号

令和5年11月21日午前10時香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館21階特別会議室に招集する。

令和5年11月9日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

令和5年11月21日（火曜日） 午前10時開会

出席議員 22名

大山 一郎 君	小比賀 勝博 君
鏡原 慎一郎 君	米田 晴彦 君
氏家 孝志 君	十河 直 君
北谷 悌邦 君	杉本 勝利 君
大西 智 君	福部 正人 君
山本 直久 君	金崎 大和 君
松原 壯典 君	渡邊 堅次 君
福本 耕太 君	安井 信之 君
富田 修司 君	井上 弘治 君
河野 雅廣 君	渡辺 信枝 君
兼若 幸一 君	合田 正夫 君

欠席議員 5名

松本 公継 君	橋本 浩之 君
茨 智仁 君	篠原 和代 君
浜口 恭行 君	

地方自治法第292条において準用する同法第121条第1項による出席者

企 業 長	池田 豊人 君	財 務 課 長	木内 浩之 君
副 企 業 長	大西 秀人 君	財 産 契 約 課 長	谷 主昌 君
副 企 業 長	谷川 俊博 君	計 画 課 長	渡邊香一郎 君
副 企 業 長	高木 孝征 君	危機・技術管理室長	多田 康宏 君
代表監査委員	石垣 佳邦 君	浄 水 課 長	穴吹 泰輔 君
事 務 局 長	植松 和弘 君	工 務 課 長	中村 政幸 君
事 務 局 次 長	天雲 勝久 君	水 質 管 理 課 長	塩田 博文 君
参 事	伊瀬 習示 君		

議 事 日 程

令和5年11月21日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期決定の件
 - 第 3 議席の指定
 - 第 4 議案第1号 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案
 - 第 5 議案第2号 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 6 議案第3号 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について
 - 第 7 議案第4号 令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について
 - 第 8 議案第1号から議案第4号までにに関する質疑
 - 第 9 企業団の一般事務に関する質問
-

令和5年11月21日（火曜日）午前10時各議員着席

○議長（大山一郎君） 御起立願います。御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君） 御着席ください。開会に先立ちまして、企業長から、今期議会招集のごあいさつがあります。

池田企業長。

（企業長池田豊人君登壇）

○企業長（池田豊人君） 皆様方には、令和5年11月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、企業団では、設立目的であります、安全で安心な水の安定的な供給の実現に向けまして、お客さまサービスの向上や効率的な業務運営、施設整備の推進などに、職員が丸となって取り組んでおりますが、人口減少に伴います給水収益の減少に加えまして、事業運営に伴い新たに生じた課題への対応、資材費の高騰や電気料金の値上げの影響により、企業団の経営状況は、年々厳しさを増しておるところであります。

こうした中、令和10年度の水道料金統一に向けまして、今年度から、有識者で構成される、

水道事業等審議会において検討を開始したところであり、今後、統一料金算定の基礎となる次期施設整備計画や次期財政収支見通しの策定、また、具体的な料金案の策定など、企業団の将来を見据えた取組みを進めていくこととなります。

こうした取組みを進めるにあたり、構成団体や企業団議会とは、これまで以上に緊密に連携を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会に提案いたしました議案は、予算議案が1議案、予算外議案が3議案でございます。

まず、予算議案につきましては、旧小豆島町水道事業の給水区域における水道料金の誤徴収に伴う水道事業会計の補正等を行うものであります。

次に、予算外議案のうち、第2号議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴う、香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行うものであります。

また、第3号議案は、水道事業会計について、第4号議案は、工業用水道事業会計について、それぞれ令和4年度の決算の認定などを求めるものであります。

このほか、議案とは別に、企業団の運営、事業経営の指針であります、香川県水道広域化基本計画につきまして、令和4年度決算等を踏まえて行いましたローリングの内容や、水道料金統一化の取組について御報告するものであります。

議案等の内容につきましては、後ほど、高木副企業長より御説明いたしますので、議員の皆様方には、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げまして、招集の御挨拶とさせていただきます。

(降壇)

○議長（大山一郎君）ただいまから、令和5年11月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の日程は、御配付のとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

一、企業長から、地方自治法第292条において準用する同法第149条及び地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく議案4件を受理いたしました。

一、企業長から、地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づく決算関係書類を受

理いたしました。

一、企業長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく報告書を受理いたしました。

一、監査委員から、地方自治法 第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 の規定に基づく報告 7 件を受理いたしました。

○議長（大山一郎君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（大山一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則 第 72 条の規定により、議長において指名いたします。

杉本勝利君、福部正人君、井上弘治君の 3 名を指名いたします。

○議長（大山一郎君） 次に、日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期議会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大山一郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 2 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定いたします。

鏡原慎一郎	北谷 悌邦	福部 正人	篠原 和代	福本 耕太	河野 雅廣
米田 晴彦	杉本 勝利	山本 直久	松原 壯典	安井 信之	渡辺 信枝
松本 公継	橋本 浩之	茨 智仁	渡邊 堅次	富田 修司	兼若 幸一
氏家 孝志	大西 智	金崎 大和	浜口 恭行	井上 弘治	合田 正夫
大山 一郎	小比賀勝博				
十河 直					

○議長（大山一郎君） 次に、日程第4、議案第1号から日程第7、議案第4号までを一括議題といたします。

副企業長の提案理由等の説明を求めます。

高木副企業長。

（副企業長高木孝征君登壇）

○副企業長（高木孝征君） 今定例会に提案いたしました議案及び企業団の今後の財政収支見通し等について、御説明申し上げます。

まず、今定例会に提案いたしました議案は、予算議案1議案、予算外議案3議案の4議案でございます。

御手元ご配付の議案の概要により、御説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。予算議案でございますが、令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案でございます。

2 ページをお開き願います。補正予算の概要についてでございます。

先の臨時議会で御報告させていただきました、旧小豆島町水道事業の給水区域における水道料金の誤徴収について、企業団では、事業を開始した平成30年4月1日までさかのぼって、返還対象者の特定と返還金額の確定作業を進めてまいりました。その結果、参考に記載のとおり、返還対象件数は約1,100件、返還金額は6,700万円程度となる見込みで、現在、返還金額が確定した方から、順次、当初予算で計上している、小豆ブロック統括センター分の過年度損益修正損と予備費5,000万円を活用して、返還作業を進めているところでございます。

今回の補正予算は、上側の表の太い枠の部分をご覧ください。当初予算では不足する1,600万円について、小豆ブロック統括センター分の過年度損益修正損を増額補正するとともに、今後の不測の事態に備えるため、新たに予備費2,000万円を確保しようとするものでございます。

3 ページをご覧ください。債務負担行為についてでございます。

最初の水道料金等コンビニエンスストア等収納事務につきましては、水道料金等の収納率の向上を図ることを目的に収納事務をコンビニエンスストア等に委託するため、債務負担の追加を行うものでございます。

2番目の東讃地区広域監視システム設置工事につきましては、半導体需要のひっ迫による半導体素子の納期遅延等に伴い工期が延長となるため、限度額1億8,000万円、期間を令和6年度とした債務負担の追加を行うものでございます。

最後の西讃地区広域監視システム設置工事につきましては、詳細設計による再調査の結果、既設通信装置盤の機能増設が必要となったこと及び半導体不足による機器費の上昇により、工事費が増額となることから、限度額を6億円とする債務負担の変更を行うものでございます。

以上が予算議案の概要でございます。

続きまして、予算外議案でございますが、議案の概要の4ページをお開き願います。

第2号議案の香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、これまでは、緊急事態宣言時に、国や他の地方公共団体から派遣された職員に支給していた派遣手当について、政府対策本部設置時から支給することとしたため、手当の名称を改正するものでございます。

施行期日は、公布の日とし、同法が施行された令和5年9月1日から適用することとしております。

5ページをご覧ください。第3号議案の令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分についてでございます。

まず、令和4年度の水道事業会計の決算の概要でございますが、1の業務量につきましては、給水人口、年間給水量とも減少傾向にはありますが、有収率は約89パーセントと前年度とほぼ同水準となっております。

6ページをお開き願います。2の予算執行状況、(1)収益的収支についてでございますが、収支差引の決算額は、b列の一番下でございますが、税込みで20億円余の黒字となっております。

7ページをご覧ください。(2)の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、b列上から6行目括弧書きになりますけれども、123億円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、c列、同じく上から6行目、64億円余となっており、その財源につきましては、右下注2のとおり、国庫補助金、企業債、出資金等、及び自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、b列の一番下でございますが、105億円余の収支不足となっており、左下注1のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、他団体借入金償還積立金及び建設改良積立金、並びに、損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

8 ページをお開き願います。3 の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1) 経営成績でございます。

総費用は 205 億 300 万円、総収益は 216 億 4,400 万円で、当年度純利益として 11 億 4,100 万円を確保しておりますが、令和 4 年度は、給水収益の減少に加え、電気料金の高騰や物価高による物件費の増加などの影響により、企業団設立以来初めて、営業費用が営業収益を上回り、米印のとおり 4 億 2,800 万円の営業損失が発生いたしました。

9 ページをご覧ください。(2) 財政状態でございます。資産総額は、2,587 億 9,700 万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は 666 億 2,100 万円、資本は 1,516 億 6,600 万円となっております。

10 ページをお開き願います。4 の未処分利益剰余金の動き及び処分案でございます。令和 4 年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、29 億 8,100 万円で、表下段の処分案のとおり処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、12 億 2,600 万円を減債積立金に、4,000 万円を建設改良積立金に、500 万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、17 億 1,000 万円を資本金に組み入れることとしております。

11 ページをご覧ください。5 のキャッシュ・フローでございます。令和 4 年度は、業務活動により 83 億 6,000 万円余の増、投資活動により 94 億 3,000 万円余の減、財務活動により 2 億 8,000 万円余の減の差引 13 億 6,000 万円の減となっており、期末残高は 302 億 6,000 万円余となっております。

12 ページをお開き願います。6 の施設整備の概況でございます。管路の新設、更新、浄水施設の更新等、施設整備にかかる事業費として、表の中段になりますが、令和 4 年度執行額は 114 億 3,000 万円余、翌年度繰越額は 64 億 5,000 万円余となっております。

13 ページをご覧ください。7 の構成団体からの繰入金の状況でございますが、令和 4 年度は、丸亀市が実施した水道料金基本料金免除の補てんに係る負担金や、施設整備に充てた企業債の償還に係る補助金、経年施設更新整備事業や柗川ダム建設等に係る出資金等、事業収益、資本的収入、合わせて 10 億円余を繰り入れております。

14 ページをお開き願います。企業団では、令和 9 年度末の区分経理満了時に遵守すべき財政収支の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を 3.5 倍以内、同じく内部留保資金の比率を 0.5 倍程度とするとの目標値を掲げており、令和 4 年度末の実績値は、企業債

残高の比率が 2.78 倍、内部留保資金の比率が 1.23 倍となっております。

なお、事業体ごとの決算につきましては、お手元の香川県広域水道企業団決算参考資料、A 4 横の別の冊子になっておりますが、そちらをご覧くださいと思います。決算参考資料 A 4 横の冊子でございます。お開きいただきまして、1 ページ 2 ページは、令和 4 年度末の実績値でございますが、そのうち目標指標につきましては、最下段の指標欄つまり 1 行目 2 行目に記載しておりますとおり、企業債残高については 3 事業体、1 ページの東かがわ、それから 2 ページの丸亀、それから多度津が給水収益の 3.5 倍を上回っており、内部留保資金につきましては、2 ページの真ん中あたりの琴平でございますが、資金不足の状態にあり、給水収益の 0.5 倍程度を下回っている状況となっております。

以上が水道事業会計の決算の概要等でございます。

続きまして、議案の概要に戻っていただきたいと思っております。議案の概要の 15 ページになります。15 ページからは、第 4 号議案、令和 4 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分についてでございます。

1 の業務量につきましては、令和 4 年度の給水事業所数は、前年度から 2 事業所が増加、1 事業所が減少して、41 事業所となっております。年間有収水量は 2,025 万立方メートル余で前年度から微減となっております。

16 ページをお開き願います。2 の予算執行状況、(1) 収益的収支でございますが、収支差引の決算額は、b 列の一番下でございますが、税込みで 1 億 8,200 万円余の黒字となっております。

17 ページをご覧ください。(2) の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、b 列の上から 6 行目括弧書きになります。2 億 4,600 万円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、c 列、同じく上から 6 行目、2 億 1,500 万円余となっております。その財源につきましては、右下注 2 のとおり、出資金等及び自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、b 列の一番下でございますが、3 億 600 万円余の収支不足となっております。左下注 1 のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び他団体借入金償還積立金並びに損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

18 ページをお開き願います。3 の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1) 経営成績であります。総費用は 5 億 6,600 万円、総収益は 7 億 2,700 万円で、当年度純利益は 1 億 6,100

万円となっております。

19 ページをご覧ください。(2) の財政状態でございます。資産総額は 97 億 9,400 万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は 24 億 200 万円、資本は 65 億 4,000 万円となっております。

20 ページをお開き願います。4 の未処分利益剰余金の動き及び処分案でございます。令和 4 年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、2 億 7,000 万円となっております。表下段の処分案のとおり処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、5,900 万円を減債積立金に、4,200 万円を建設改良積立金に、6,000 万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、1 億 900 万円を資本金に組み入れることとしております。

21 ページをご覧ください。5 のキャッシュ・フローでございます。令和 4 年度は、業務活動により 4 億 6,000 万円の増、投資活動により 2 億 400 万円の減、財務活動により 7,100 万円の減で、差引 1 億 8,500 万円の増となっており、期末残高は 18 億 7,700 万円となっております。

22 ページをお開き願います。6 の施設整備の概況でございます。管路の更新にかかる事業費として、3 行目になりますが、令和 4 年度執行額は 2 億 3,300 万円、翌年度繰越額は 2 億 1,500 万円となっております。

以上が、工業用水道事業会計の決算の概要等でございます。

予算外議案については、以上でございまして、続いて、報告事項について、御説明させていただきます。

23 ページをお開きください。資金不足比率の報告でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく資金不足比率を報告するものであり、水道事業会計、工業用水道事業会計とも、資金不足の状態にはございません。

報告事項については、以上でございます。

以上、提案いたしました議案等につきまして、その要旨を御説明いたしました。

議員の皆様方におかれましては、御審議のうえよろしく御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、企業団の今後の財政収支見通し等について御説明をいたします。

まず、お手元の資料の1、A4の縦書きでございますけれども、中央の1、香川県水道広域化基本計画施設整備計画及び財政収支見通しのローリングについてをご覧いただきたいと思っております。

基本計画の施設整備計画及び財政収支見通しについては、毎年度ローリングを行っておりますが、今般、令和4年度決算等を踏まえ、見直しを行いましたので、その結果について、御説明いたします。

それでは、1ページをご覧ください。はじめに、概要について御説明いたします。

なお、今回ローリングを行った、企業団全体の財政収支試算を別添の1、A3になりますけれども、別添1をつけておりますので、あわせて御確認いただければと思います。

まず、収益的収支についてでございます。昨年度のローリングの内容と比較すると、有収水量の減少に伴い料金収入が減少する一方で、支出については物件費急増の影響により大幅に増加する見込みとなっております。このため、損益は急激に悪化するものと見込んでおります。

次に、資本的収支についてでございますが、施設整備計画については、表にありますとおり、昨年11月のローリングと比べ、①広域水道設備費は約11億円の減、②経年施設更新整備事業費は約85億円の減、③その他建設改良事業費は約14億円の減としており、総額では、約110億円の減、1,316億円余を見込んでおります。

なお、国の交付金につきましては、約11億円の減の、約144億円余を見込んでおります。

昨年度のローリングと異なっている内容については、表の下に記載のとおり、広域については、令和6年度の次期施設整備計画概案の策定、及びこれと整合した令和9年度までの施設整備計画策定に向けて、一部工事の実施時期を令和10年度以降とするなど見直しを行っております。

経年更新については、財政収支の2つの目標指標一つは給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、もう一つは、同じく給水収益に対する内部留保資金の比率を0.5倍程度、であります。これら指標達成のために17事業体全てにおいて、施設の重要度老朽度に加え、過去の漏水故障実績等から総合的に判断し、優先順位の見直しを行い、工事の一部を先送りするなど事業費平準化等を踏まえた年度間調整を行っております。

なお、今回の調整により、基幹管路の耐震化率は、当初計画における区分経理満了時の見込み36.3%を下回る見通しとなっておりますが、令和6年度に予定している令和9年度までの施設整備計画の見直し及び財源確保のあり方の整理の中で、管路耐震化の事業体ごとの取

組について整理してまいりたいと考えております。

その他建設改良については、道路工事などに伴う管路等の支障移転によるもののほか、水資源機構の実施する香川用水施設緊急対策事業の負担金などを見込んでおります。

2ページをご覧ください。財政収支見通しについてでございます。

有収水量については、近年の人口の減少傾向なども踏まえて見直しを行い、10億8,300万立方メートルと見込んでおります。

また、目標指標につきましては、内部留保資金は、今回のローリングでは0.70倍となっており、昨年度のローリング時点より、若干改善しております。一方、企業債残高は3.50倍と、目標値の上限に達しており、厳しい状況が見込まれるところでございます。

供給単価については、1立方メートル当たり178円と、昨年度のローリング時点と同様の値となっております。

なお、欄外に記載しておりますとおり、6つの事業体につきましては指標を達成していないことから、財源確保について、各市町と協議を行っているところでございます。

次に、3基本計画との比較についてでございます。

基本計画との比較では、収益的収支については、修繕引当金の特別利益化により計画を若干上回るものの、支出は物価高騰の影響等により大幅に増加することから、損益は大幅に悪化する見込みです。

資本的収支については、工事費について、広域及び経年更新は減額となる一方、道路、下水道工事などに伴う管路支障移転工事等その他建設改良の実施により、収支不足額が大幅に拡大する見通しでございます。

なお、別添2、A4になりますけれども、別添2をご覧くださいと思います。建設コストと事業効果のイメージを示した図です。建設資材の上昇等により、物価上昇が当初想定を大幅に上回る見通しであり、このため、計画期間の10年間で約100億円の事業効果の減少が生じたものと想定されております。

2ページに戻っていただきたいと思っております。こうしたことから、統一料金については、当初見込んでいた家庭用、月20立方メートルでのモデル料金2,900円は、実現困難な見通しとなっております。

次に、4今後の対応でございます。まず、指標を達成できていない6つの事業体については、必要な財源確保について、当該市町と早急に協議を進めてまいります。

また、今年度のローリングでは、6つの事業体以外にも財政状況が厳しい見通しの事業体

がいくつかあり、また、企業団全体としても施設整備計画の財源確保が重要な課題となっていることから、来年度、令和9年度までの施設整備計画の見直しと財源確保のあり方の整理を行いたいと考えております。

基本計画のローリングについては、以上でございます。

最後に、水道料金統一化の取組について、御説明いたします。

資料の2、水道料金統一化の取組についてというA4の1枚紙を御覧いただけたらと思います。

1 全体スケジュールにつきましては、先の臨時議会でご説明させていただきましたとおり、香川県広域水道企業団水道事業等審議会において、統一料金のあり方について、審議いただくこととしております。令和7年度には答申をいただき、その後、令和8年秋の企業団議会に条例を提案したいと考えています。

次に、2 令和5年度の取組を御覧ください。

今年度は、3回の審議会を開催する予定としており、第1回審議会については、既にご報告のとおり、本年7月27日に開催し、企業団の今後の水道料金のあり方について、諮問するとともに、企業団の現状について説明いたしました。

今後、12月と来年3月に審議会を開催したいと考えており、この2回の審議会では、表の下に記載のとおり香川県水道広域化基本計画において、料金については、高松市の料金体系を軸に統一することを基本とするとしていることを踏まえ、高松事業体の料金体系を中心に、各事業体の料金体系の現状を検証し、料金水準のほか、料金体系の検討課題となる、基本料金と従量料金のバランスや、従量料金の逡増度など、今後の論点を整理していくこととしております。

なお、審議会の資料や審議会での議論の状況につきましては、随時、御報告をさせていただきます。

以上が、水道料金統一化の取組についてでございます。

議員の皆様方におかれましては、企業団の業務運営に、引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。説明を終わります。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 以上で、提案理由等の説明を終わります。続きまして、代表監査委員から決算審査及び資金不足比率の審査について概要説明があります。

石垣代表監査委員。

(代表監査委員石垣佳邦君登壇)

○代表監査委員（石垣佳邦君） 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計決算等について審査を行いましたので、その結果につきまして御説明申しあげます。

資料は、令和4年度香川県広域水道企業団決算審査意見書、令和4年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書の2分冊になっております。

まず、お手元の令和4年度香川県広域水道企業団決算審査意見書の1ページをお開きください。

決算審査に当たりましては、第1の3審査の方法にありますように、決算関係書類の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行等が合理的かつ効率的に行われたかどうかを主眼とし、決算書、関係諸帳簿等を照合するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果も参考にし、多角的な視点から審査を行いました。

第2の1審査の結果に記載のとおり、決算書、関係諸帳簿等は、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されており、計数は正確であり、当年度における経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示していると認められました。

また、予算の執行及び事業の管理に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って適正に行われ、事業体によってバラつきはありますが、企業団全体でみた場合は、概ね財政の健全かつ円滑な運営が確保されていると認められました。

続いて、令和4年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書をお開きください。

水道事業会計及び工業用水道事業会計の資金不足率につきましては、中段の第4審査の結果及び意見に記載のとおり、いずれも資金不足の状況にはなっていないことを確認しております。

以上をもちまして、令和4年度の決算審査などの概要説明を終えさせていただきます。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 以上で、決算審査等の概要説明を終わります。

次に、日程第8、議案第1号から議案第4号までを議題とし、議案に関する質疑並びに日程第9、企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告のありました米田晴彦君の発言を許可いたします。

米田晴彦君。

(米田晴彦君登壇)

○米田晴彦君 おはようございます。3点について、お伺いをいたします。

まず、1点目は企業団身分移管のスケジュールと課題についてです。

令和10年度料金の統一化に向けたスケジュールについてはお示しいただいていますが、企業団組織の根幹をなす職員体制の確立については、議案として提示されていませんのでチェックしようがありません。ここにも、広域議会の弱点があるように思いますが、今日はその点は置いておいて、企業団組織の確立が順調に進んでいるのかどうか気がかりですのでお尋ねいたします。

組織は財産です。一朝一夕にはできあがるものではないし、一旦損なわれた組織風土は再生するのに大変な労力と時間が必要になります。

各自治体営であったときからすでに5年が経過をし、企業団としての一体感も形成されつつあると思いますが、一方でそれぞれにあった強みや課題、大切にされてきた経緯が丁寧に取り扱われているのか、長年に渡って積み上げられてきたそこに働いてきた者にしかわからない情報や技術力がちゃんと引き継がれるのだろうか、ともすると大きなところや効率優先の論理に支配され顧みられることなくやり過ぎされているのではないかと心配するところです。

現在、各自治体からの職員の身分移管について一つのスケジュール感を持って労働組合とも交渉を行いながら煮詰めているところとお聞きしていますが、どのようなスケジュールで進めておられるのか、今の事務局の体制からいたしますと少しタイトで事務処理が間に合わない懸念する声も耳にしたのですが、スケジュール通りいくのかどうか、どのような見通しをお持ちか、お尋ねいたします。

スケジュールありきで進めて、将来に禍根を残すようなことがあってはなりません。拙速を求めてうまくいかないことが往々にしてあります。各自治体の経緯、大きなところからしたら取るに足らない、あるいは不合理と思えることも、これまで運営してくるなかで止むを得ざる措置もあったことだろうと思います。それを無視してはかえって物事をこじれさせうまくいかないこともあるということをお心しておくべきです。

今後は、身分移管された職員、企業団で採用された職員、各自治体からの派遣職員が同居するなかで事業運営が行われることとなりますが、対処を誤れば欠員が生じる事態も発生し、

欠員によって業務に支障が生ずることも起こりえ、難しいかじ取りを強いられていると思います。

企業団組織が住民の命の水を預かっているという高い倫理観に裏打ちされた集団として確立していくために、今後どのようなことを念頭に組織整備していくおつもりか、企業長のお考えをお聞きいたします。

2点目に、水道水のネオニコチノイド汚染について伺います。

P F A S（ピーファス）による水道水の汚染が問題になっています。岡山県吉備中央町の浄水場の水から令和4年度の検査で、国の暫定的な目標値1リットルあたり50ナノグラムの28倍の1,400ナノグラムの有害な有機フッ素化合物が検出をされ、ろ過する砂や活性炭の入れ替え作業をはじめその対応に追われています。さらにのちにわかったことは、法律で義務付けられている水質検査結果を公表していなかったこと、令和2年度は16倍、令和3年度も国の値の24倍にあたる数値が検出されていたことが明らかになりました。町は公表してなかった理由について、水道法で定められた検査項目でなかったからと弁明しています。こういう報道を耳にいたしますと、多くの方が香川の水道水は大丈夫だろうかと心配されております。

そこで、香川における法律で義務付けられた水質検査の状況についてまずお聞きをいたします。

次に、ネオニコチノイドの影響についても心配する意見をいただきました。

ネオニコチノイドは世界でもっとも広く使われている殺虫剤で、ニコチンに似た成分で標的害虫の神経伝達を阻害いたします。神経毒性があることから、記憶や学習の関わる脳と神経の発達に悪影響を及ぼすという研究結果も報告されており、最近増えている発達障害との因果関係に言及する文献もあります。ウンカ、カメムシ防除のために日常的に水田で使われている現状からしますと、水道水への影響を心配するのは無理からぬことです。

そこで、いくつか調べてみましたら、すでに全国12カ所の水道水を毎月分析した研究がございました。それによりますと、採取したすべての水道水からネオニコチノイドが検出、なかにはネオニコチノイド農薬の種類であるジノテフランがEUの飲用水基準である1リットルあたり100ナノグラムを超えていたという報告がありました。さらに、昨年、その報告を土台に東京大学山室真澄教授が行った濃度分析では、秋田市の水道水から農薬の散布時期にあたる8月、ジノテフランが1リットルあたり868ナノグラム検出されたとして、水田にまかれる農薬により飲用水が汚染される危険性を指摘をいたしております。

また、県内では香川県環境保健研究センターが、分析手法の研究ではありますけれども、ネオニコチノイドの実態調査を行った中で、中讃地域7河川8地点で、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を超えるものはなかったもののすべての地点でネオニコチノイドの検出が確認されています。

EUでは使用禁止など規制が強化されています。ところが、日本では逆に残留基準値が緩和されるなど、世界の動きと逆行する動きがある中、県民の不安は高まるばかりです。

2018年、日本弁護士会が農林水産大臣に対して、ネオニコチノイド系農薬の使用禁止に関する意見書が出されている重みも企業団としてしっかり受け止めて、農薬は水質管理目標設定項目なので水道事業者には検査義務はなく、実態は大部分が不明のようですが、ネオニコチノイドに対する対策を独自でも考えていく必要があると考えます。

令和4年版日本の水資源の現況によれば、水道水をそのまま飲める国は日本も含めて11ヶ国、そのまま飲めるが注意が必要な国は29ヶ国と世界の中でわずかしかなりありません。我が国は、水道の水質が良く、水道水がそのまま飲める数少ない国の一つです。是非、この状態を維持してもらいたいと思いますが、企業長の水道水の品質確保に対するお考えをお聞きいたします。

3点目にウォーターPPP（ピーピーピー）への懸念について伺います。

そもそも、私たちが広域化を決断したのは、一言で言うと、規模の利益により運営基盤を強化し、県民に対して安価で安心できる水を安定的に供給していこうということではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

1点目の質問でも強調させていただきましたが、そのための企業風土は非常に重要であり、安定した運営基盤として公がきちんと責任を持つことを前提条件として広域化に踏み出したと承知しており、その合意があるからこそ、それを信頼して現在進めている企業団組織の確立についても関係者が汗をかいているものと認識しておりますが、違っておりますでしょうか。

ところが、現在政府から聞こえてくるのは、ウォーターPPPとか何とかいって、インセンティブと称して、交付金を目の前にぶら下げて一つの方向に誘導しようとしているとしか思えず、それが、私たちが確認してきた方向をぶち壊す危険性をもつものとして心配しているところでは。

と申しますのも、全世界で進められた水道の民営化は、結局のところ人々が生存するために必要な命の水を、利益を上げる場所として囲い込む、公の囲い込みでしかありませんでし

た。

利益をあげることを優先し、人間の生き死にに直結するにもかかわらずその視点は置き去りにされ、公平、公正性は担保されず、将来への負債は蓄積するわ、公の側にチェックする能力も事業運営に必要なノウハウも失わせるわ、利用者へは過大な利用料金負担を強いるわのさんざんな結果を招いており、今、欧米をはじめ全世界で失敗だったとして、再公営化に舵が切られているのが大きな流れとなっています。にもかかわらず、政府が旗を振っている状況は、滑稽としか思えないのですが、さりとて、その影響を受けることを心配しております。一周遅れのそれも失敗したものへと誘導するものでしかなく、検討に値しないと考えています。

企業長に置かれましては、まさか、これまでの積み上げてきた信頼関係を水泡に帰すような愚かな選択はしないと考えますが、これまでの方向性を確認する意味で、あらためて今後の企業団運営の形態について、どのようにしていこうと考えておられるのか、めざすべき方向性についてお伺いをして私の質問を終わります。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 理事者の答弁を求めます。

池田企業長。

(企業長池田豊人君登壇)

○企業長（池田豊人君） 米田議員の御質問にお答えいたします。

まず、職員の身分移管のスケジュールと課題、及び今後の危機整備についての御質問がございました。

企業団設立前に構成団体が合意しました、香川県水道広域化基本計画では、企業団の職員について、企業団設立後、当分の間は、構成団体から職員を派遣することにより対応し、順次、企業団への身分移管を行うこととされております。

現在、派遣職員に対して、身分移管条件等に関する説明会を行っているところでございます。今後、労働組合と確認書の締結に至りましたなら、来年4月からの身分移管に向けた手続きを進めていくこととしておりますけれども、具体的なスケジュールとしては、年内に身分移管希望者を募りまして、来年2月を目途に、派遣元の県、市町と調整を行い、その後、各種届出等の手続きを行っていただくこととしております。

身分移管は職員の意向を踏まえて行う必要がありますことから、現時点では、今後の業務

量の把握が困難な部分がございますけれども、職員の身分や権利の得喪に係る重要な手続きを慎重かつ丁寧に進めていくため、必要な人員を、早めに配置することで、移管を希望する職員への対応に遺漏がないよう取り組んでまいります。

また、企業団は、経営基盤の強化・確立を図ることで、水道事業を取り巻く諸課題に対し、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給することを使命としており、職員には、高い意識と、必要な取り組みを実施していくための専門的な知識や技術が求められております。

御指摘のとおり、今後、当分の間は、身分移管された職員、企業団で採用された職員、及び構成団体から派遣された職員が混在することになりますけれども、今後の組織運営に当たりますては、私といたしましては、全ての職員が、こうした共通の意識を持ち、切磋琢磨しながら知識や技術の習得に励み、一丸となってこの目標に取り組んでいけるよう、意を用いてまいりたいと思います。

次に、水道水の品質確保についての御質問がございました。

水道事業者には、水道法の規定に基づき、水道水が水質基準に適合するかどうかを判断するための水道水質検査を実施することが義務付けられております。

現在、企業団では、検査が義務付けられる水質基準 51 項目のほか、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期す見地から、水質基準項目に準じて検査を実施するよう、国から要請されている、水質管理目標設定項目についても、有機フッ素化合物や農薬など 131 項目の検査を実施しているところでございます。

なお、直近となる令和 5 年 10 月末時点での検査では、全ての項目で水質基準等を満たしていることを確認しているところであります。

また、法令に基づき、広く情報提供することが義務付けられている水質検査結果につきましては、ホームページを活用して、随時、情報提供を行っているところであり、引き続き、正確な情報を、時機を失することなく提供できるように努めてまいりたいと思います。

御質問のネオニコチノイド系農薬につきましては、水質管理目標設定項目に指定されていないことから、検査を実施しておりませんが、現在、国において、安全性等の再評価が行われているところであり、今後、その状況を注視しながら、必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

企業団といたしましては、今後の国の動向に十分留意するとともに、県環境保健研究センターをはじめ、自治体の環境衛生部局と、より一層の連携を図りながら、水道事業者にとって最も基本的な義務である、安全かつ清浄な水の供給の確保に向け、鋭意、取り組んでまい

りたいと思います。

最後に、今後の企業団運営の考え方についての御質問がございました。

議員御指摘のウォーターPPPは、民間事業者の技術・ノウハウを活用することにより、水道事業や工業用水道事業などの諸課題を解決することを目的として、管理更新一体マネジメントや、公共施設等運営事業、いわゆるコンセッションを検討する手法であり、国のアクションプランでは、水道事業について、令和13年度までの10年間で100件の目標が掲げられていることは承知しております。

一方、当企業団は、水道事業を取り巻く諸課題に対し、県内の水道事業を統合し、経営基盤の強化確立を図ることで対応するとの考えのもと設立されておきまして、企業団設立前に構成団体が合意した香川県水道広域化基本計画においても、コンセッション方式の導入など民営化は予定されておきません。

また、業務の効率化、サービス水準の向上などの観点から、民間事業者の技術ノウハウを活用することは有用であり、企業団でも、水道料金の収納や浄水施設の維持管理など、特定分野での民間委託は積極的に進めておるところでございます。一方、コンセッション方式の導入など民営化については、構成団体である県、市町において議論がないことから、企業団としても考えておきません。

なお、現在、国において、今後の交付金等のあり方について検討が進められておきますがけれども、本企業団では、広域化の取組みについて、これまでと同様に支援を受けられるよう、県と連携して、国に対する要望等を行っているところです。

私といたしましては、引き続き、構成団体と十分に連携を図るとともに、企業団議会のご理解やご協力をいただきながら、企業団の設立目的である、将来にわたる安全で安心な水道水の安定的な供給に向け、広域化の効果が最大限発揮されるように、鋭意、取り組んでいきたいと考えておきます。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑・質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑・質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大山一郎君） これをもって、質疑・質問を終局いたします。

○議長（大山一郎君） 日程第4、議案第1号 から日程第7、議案第4号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第3号を原案のとおり認定、可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり認定、可決することに決定いたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第4号を原案のとおり認定、可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり認定、可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

御起立願います。御一礼願います。

(互礼)

○議長（大山一郎君）御着席ください。これをもって、今期議会を閉会いたします。

午前 10 時 57 分閉議・閉会

会議録署名議員

議 長 大 山 一 郎

議 員 杉 本 勝 利

議 員 福 部 正 人

議 員 井 上 弘 治

